

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成25年10月29日（火）午後4時00分から午後6時00分まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

広島地方裁判所 刑事第2部部総括判事 伊藤 寿（司会）

同 刑事第1部部総括判事 上岡 哲生

広島地方検察庁 検 事 丸尾 吉秀

広島弁護士会 弁 護 士 好 永 裕 一

裁判員経験者（1番）（40代 女性）

裁判員経験者（2番）（60代 男性）

裁判員経験者（3番）（50代 男性）

裁判員経験者（4番）（50代 男性）

裁判員経験者（5番）（60代 男性）

裁判員経験者（6番）（30代 男性）

4 議事内容

○司会者（伊藤裁判官）

裁判員経験者の皆様，本日はお忙しい中おいでいただきまして，どうもありがとうございます。私，広島地方裁判所刑事第2部で裁判員裁判の事件の裁判長を務めております伊藤でございます。本日は司会進行役を務めさせていただきます。一緒に審理，評議，判決をしていただいた方もおいでになっていただき懐かしい気持ちがいたします。

さて，裁判員裁判が始まって4年が経ちました。本日まで，広島地方裁判所で判決を行った事件の数は113件に及ぶと聞いております。裁判員を経験なさった皆

様方から直接、率直な御意見、御感想を頂くということは、その声を国民の方々にお伝えすることで、今後、裁判員裁判に参加することへの不安感や負担感も減らせることにつながると思っております。

また、裁判に携わる検察官、弁護士、そして裁判官にとりましても、今後の運用の参考になることから、極めて意義のあることだと思っております。限られた時間ですが、率直な御意見、御感想を頂ければ大変うれしく思っております。よろしくお願いたします。本日は皆様が疑問に思われる点などありましたら、すぐにお答えできますように検察庁、弁護士会、そして裁判所から、それぞれ1名ずつ参加しております。簡単に一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

○法曹三者（丸尾検察官）

広島地方検察庁の検事の丸尾と申します。公判部で公判を担当しております。基本的には刑事1部の公判を4月から担当させていただいてまして、今回の裁判員の方との接触という有意義な機会を与えられて、今後の執務に生かしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○法曹三者（好永弁護士）

広島弁護士会の裁判員裁判委員会に所属しております弁護士の好永と申します。私自身も裁判員裁判を経験しております。本日いらっしゃった裁判員の方の事件ではないんですが、別の事件で担当させていただいております。裁判員裁判委員会のほうでは、今日こちらでお伺いした意見などをフィードバックさせていただいて、今後の弁護士会、各弁護士の裁判員裁判の職務の進行に是非生かしていきたいと思っておりますので、是非率直な御意見をお聞かせいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○法曹三者（上岡裁判官）

皆さん、こんにちは。刑事1部の部総括裁判官をしております上岡と申します。私は今年の4月から刑事1部の部長というか部総括をしております、去年は右陪席として刑事1部の裁判員裁判の半分の事件をやりました。なので、お二人ぐらいの方、あえて特定はしませんけれども、久しぶりにお会いできてうれしいなと思っております。

いずれにしても、今日はこういう形で裁判員を経験した方々の率直な意見を聞いて、何せ我々も日々また新しく来る裁判員をやらなきゃいけないという立場にありますので、運営の参考にさせていただければと思います。実際に裁判員裁判をやっている最中も、裁判員の皆さんと色々な話をさせていただいて、いろんなことを我々吸収してるつもりなんですけど、こういう機会に何度か落ち着いた後の裁判員の感想も聞くということができるとが大変良いことかなと思っておりますので、今日は是非あの頃のことを思い出していただいて御意見を頂ければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○司会者（伊藤裁判官）

皆様、どうもありがとうございました。それでは、ここから先は座らせていただいて司会進行をさせていただきたいと思います。

最初の質問は、皆様全員がきつとお持ちであろう裁判員裁判に参加しての感想、印象等でございますので、是非、皆様からお一人ずつ、これはおっしゃっていただけたらと思っております。

トップバッターを務めてくださる方がいらっしゃったら、お願いしたいんですけど。じゃあ、2番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

私は広島市生まれであり、そして育ったところですから、この裁判所はよく知っている、またこの前をよく通っている者です。しかし、縁遠いというか、余り近く、

このところに入るという、お世話になるということはないほうがいだろうというところで、違った世界というか、そんなような感を覚えておりました。

しかし、裁判員になって、初めてこのところに入ってきたと、それも裁判をしている実際のところに入っていくという経験をさせていただいて身近に感じるようになってきました。興味と関心がわいてくるというか、テレビ等で、ニュースで出ますと、ここでしたんだなというところもありますし、本当にこれからどういう形で裁判員の方が裁判をされていくのかなということを想像するようなところもあります。そして、やはり実際に人を裁くという中にあるわけで、実際それを経験したわけですが、やはり私自身の周りの状況を考えるときに、人間関係の中で裁くという事柄を経験するわけで、やはり裁判長、裁判官の方々の裁き方といいますか、そういうものを見て、その裁く方法というのが基本的な人間としての関係の中において大切なことを学んだなという、個人的にはそういう思いを持って、本当に良かったなと思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。本当に一番最初にしみるような御意見を言っていただきましてありがとうございます。では、他の方も是非お願いしたいと思っております。次にお願いしたいなと思っておるんですが。では、3番の方よろしいでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

最初は、人を裁くことはできないなと思っていたんですよ。それで緊張しながら初めはやって、どんなメンバーに会うんだろうかと思いながら、どう言ったらええんかな、いろいろやってるうちに、今までやったことない貴重な経験をしたと思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

何か経験前と後でお変わりになったことってありましたか。

○裁判員経験者（3番）

やっぱり、裁判に対してちょっと興味がわいてきたというか、そういう感じですね。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございます。次、では5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

率直に考えて、経験する前は裁判というのは未知数ですよ。全然素人であって分からないことばかりで、それで入ってコミュニケーションとか、いろいろとそういう事件に向かった姿勢の考えが裁判という心得ができてくることにおいて、裁判が終わったことからにおいて、それは日常的に、その経験で教えられたことが自分に対して規律心が、物事を考えるときなどにおいて可変したような変化が、考えに、自分に植え付けられたような学びが得られました。

○司会者（伊藤裁判官）

具体的にはどんなふうに変わられたんでしょうか。今の規律とおっしゃったと思いますけども。

○裁判員経験者（5番）

やっぱり、自分の今までの生き様とは全く、こういう経験がないから、この経験において、やはり未知数のところから、こちらに来て教えられることにおいて、裁きと、善と悪と、その区別という、その規律の、現実の事件ということを明らかに

実感できることにおいて、悪いことをしたら、このようなことだなという、そののきわめの規律心が植え付けられたような思いですよね。それが今の可変的な考えが、そういうときに、それがやっぱり記憶に残ってますから、やっぱり生かされるべきの経験をさせてもらったと思ってます。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございました。他の皆様にも是非、この経験についておっしゃっていただきたいと思うんですが、では6番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

自分も、今まで御三方がおっしゃられたような感じで、全く裁判というものは別世界のことだというふうに思ってたんですね。幸いにも原告にも被告にもなったことがなかったので、こういった経験というものは本当に自分にとって、すごくいいことだったなと思いました。

経験する前っていうのは当然、他人事だと思ってたんですけど、経験した後、新聞の社会面なんかを特によく見るようになりまして、裁判員裁判というものが行われてる判例なんかも、よくネットなんかで検索するようになって、こういったことについて、みんなでまた話をしてるんだなとか、私が携わった裁判については、まだ控訴審が残ってますんで、その行方というものもすごく気にはなってますね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、1番の方、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（1番）

私も裁判員になるまでは全然興味もなかったし、当たるわけないっていう思いがありまして、まるで何とも思ってなかったのですけれども、あるとき突然、郵便物

が届き、裁判所っていうのを見て、何か訴えられたんですかねって郵便屋さん聞くような感じだったんですけども、裁判になってから特に日常生活に変化とかありませんけども、気持ち的には新聞とかテレビとかで裁判員裁判って聞くと、ぴくって気が行くようにはなりました。

あと、人間的にちょっと成長したんじゃないかと思うのが、夫婦げんかとか親子げんかをしたときに、相手の意見をいっぱい聞けるようになりました。自分にとっても、この経験はすごくよかったなって思ってるんですけども。そんな感じです。

○司会者（伊藤裁判官）

その相手の意見を聞けるようになったというのは、やっぱり評議なり、審理の経験でしょうか。

○裁判員経験者（1番）

そうですね。評議みたいな感じですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。では、4番の方、お願いします。

○裁判員経験者（4番）

去年、手紙が届いたときには日々の仕事が忙しいのに、正直言いまして、大変面倒なものが来たなと思いました。結局、経験してみて、裁判所とか、あるいは被告人の方が反社会的勢力の方だったんで、今まで全然知らない世界を見ることができたということで、大変よかったと思います。経験前と経験後の比較なんですけど、要するに凶悪犯罪が世の中からなくなればいいわけでありまして、こういうのもなくなれば一番いいんですけど、私が担当した事件、一番いけんのは覚せい剤だと思ったんですね。それで、覚せい剤をどういうふうにしたら日本の社会からなくせるの

かななんてことを考えるようになりました。どういうふうになればなくなるかというのは、ちょっとまだ分かりませんが。

それと、いい経験をさせていただいたんですが、被告人の側にだけは立ってはいけないなと思ひまして、犯罪は犯すまいと特に思うようになりました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。皆様のそういった御経験につきましても、身近な方には是非またお話ししていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、選任手続や審理日程についての感想、やや一般的な事柄から、やや細かいところまでお聞きしようと思ひております。

まずいろんな調整をなさったことについて、それは皆様からは是非お聞きしたいなと思ひております。

次に、これはちょっと、やや細かいんですが、是非、私たち、すごく関心というか問題意識を持っておりますので、御意見があれば是非お聞かせ願ひたいと思ひております。まず、職場や家庭の中での調整で御苦勞なさったこと、日程について実際に審理に関与なさってみて長かったとか、又はこれぐらいなら大丈夫だよとか、そういった日程の調整や実際に経験なさった日程の感想、長さ、短さ、そういったものについて、これもできましたら、やっぱり皆様からは是非お聞かせ願ひたいと思ひております。いかがでしょうか。

では、すぐで申し訳ありません、3番さん、お願ひしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

この日程なんですけど、最初、選任のとき、1日で帰っていいものか、ずっといいないといけないのか分からないんですよ。休みを取るといっても、1日で帰れる場合もありますしね、だから自分の場合、8日間取ったのですけれども、決まるのであれば、最初から決まっていれば、取りやすいですよ、休みも。そう思ったん

です。

○司会者（伊藤裁判官）

実際に経験なさってみて、長さについてはいかがでしたか。

○裁判員経験者（3番）

自分の場合、8日間だったので、ちょうどいいかないう感じですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、6番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

私が携わった裁判は、実は審理が27日、選任手続から行くと全部で45日超あったんですね。広島地裁の多分、極めて長かった件だと思うんですけども、そうなってくると、まず裁判員を務めること自体に普通の人にはなかなかできない。これも、また後でいろいろとお話も出てくるかもしれないですけども、自分の場合は、たまたまなんですが育児休暇というものを取得しておりまして、妻と子供がお産後、余り調子がよくなかったので、育児休暇を取ったときに、そういった案内が来て、そのまま裁判員もできるなという話にはなったんですが、普通に今のように会社に戻っていると、ちょっとここまでの長期間だと難しいんじゃないのかなというふうなことは、実際に思いましたね。

実際、裁判員が始まってからは、住まいがかなり遠くなものなんで、妻と子供は改めてまた実家に帰ってもらって、この裁判員に集中させていただいたんですけども、事実上はそんなとこでした。

○司会者（伊藤裁判官）

本当に貴重な経験ありがとうございました。皆様、是非お願いしたいんですが、いかがでしょうか。では、4番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

職場や家庭の中でどのように調整したかということですが、実は私、30年ほどサラリーマンをやりまして、この3月末に退職しまして、今後はちょっと自分でいろいろやってみよう思うとったんで、その考え中というか、準備中だったんで、職場でのそういった説明というのは必要なかったんで全く問題ありませんでした。家庭なんですけど、これも私は独身ですので全く問題ありませんでした。

審理日程なんですけど、火水木金、土日を挟んで、月火水、7日か8日だったと思うんですが、これはちょうどよかったと思います。土曜日曜を挟むことによって考えが頭の中で発酵していくというか、ちょうどよかったと。ただ、3週間ぐらいまでだと思います。一月を超えると、ちょっと普通、私はたまたま無職だったんで、よかったですが、一月を超えるとというのはちょっと受任の限度を超えているのではないかなと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。1番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

私は介護士の職なんですけども、職場のほうがすごく理解がありまして、最初は、ええっみたいな感じでしたんですけども、頑張ってきたみたいな感じで、7日か8日ぐらいだったと思うんですけども、特に職場の方も何もなく行かせてくれました。職場の方も、かつてないことだったらしく、1か月ぐらいは大丈夫かなみたいなことを言われてました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。2番さん、お願いしてもよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

私が携わったのは、裁判所から3通目に来たものなんですね。最初に来たときが長期で、4週間ぐらいのものがあって、難しいなということがありましたけれども、また次に来て、少し短くなりました。それも、一応いいですよってということで、調整的には、ある程度、自由になる立場にありますので、日程的には何とかというところはあるんですが、しかし長期的な第1に来たのは、ちょっと長いなというところはあったんですけども。

3通目が来たのは、もっとまた短くなって、7日間でしたか。それも、だんだん早くなってきたという状況なんですね。だから、これは私だけなのかなという、裁判所から3回も早く早くというような形で来たものですから、裁判所からそういうものが来るといって、郵便屋さんが何か思わないかなと思うような、ちょっとそういうものを心配はしましたけれども、短かったのでよかったなと思っています。そういう意味で長期になると、ちょっと難しくなるかなっていうところは思いますけれども。そういうところです。

○司会者（伊藤裁判官）

3度も行って、大変申し訳なく思いますが、厳正にコンピューターで抽せんしていますので、本当に偶然ではありますので御了解してください。どうもありがとうございます。では5番さん、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（5番）

選任を裁判所からされて、それはちょっとびっくりしたことなんですよ。だけど、一応義務としては務めさせてもらわないといけないなということで、会社にお

いては事前的に自分の職場に関するノルマを調整できるように、8日間の日程を裁判が始まって、その審理の期間において、判決までを会社の社長なんかには理解してもらおうことにおいて、それは事前的に裁判が始まって裁判が終わるまでにはシミュレーションできていました。

ただ、審理において、やはり本当に裁判、審理に携わることで、やっぱりその事実というのが通常では、今まで得られたことないですからね、経験が全く。ですから、それにおいて裁判に参加して、裁判の判決をするようなことにおいて、その事実感というんですかね、それにおいては本当に信憑性を感じました。事実、裁判員として。そういうことですね。

○司会者（伊藤裁判官）

実際に経験なされたことで長さ自体は、それほど負担ではなかったですか。

○裁判員経験者（5番）

負担というより、そういう余裕はないですね。やっぱり裁判に入って、そっちの方に集中しておりますから。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございます。

○裁判員経験者（6番）

何度も申し訳ないです。自分も、その実際27日という審理が長いというふうな感じのことを言ったんですけども、今5番さんがおっしゃられたように、内容自体はとても充実しているというか、みんな本当に一つのチームとなって真剣に考えてたんで、長いな、早く終わらないかなとか、そういった気分というのは一切なかったですね。逆に終わったときの達成感というのはすごくあって、長いなら長いなり

に、他の方たちとも、ある意味、仲よくなれて、本当にいい経験だったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

例がないほど長い事件をやっていただいて、そうおっしゃっていただくと本当にありがたいと思います。重ねて、どうもありがとうございました。携わってくださったことにもお礼申し上げたいですし、御意見も含めて、ありがとうございます。

検察庁、弁護士会のほうから、特に御質問ありませんですかね。部長からはよろしいですか。

○法曹三者（上岡裁判官）

せっかく御意見を頂いたのと、選任の仕方が分からない方がいらっしゃるとあれなんで一応御説明も兼ねて申し上げておきますと、1日で終わるか、ずっといるか分からないって3番さんの方。確かに、その日、集まって、選任されないと、その日で終わっちゃうけど、その日、選ばれると予定期間にずっと立ち会わなきゃいけない、そういう趣旨ですよ。裁判員裁判というのは、その日、集まった人から最終的に8人選ぶ場合には、もう十何人は集まっていただいてから選ばなきゃいけない制度になっておりますので、そういう意味では、あらかじめ選ぶというのはなかなか難しいんですね。逆に言うと、その希望が多いということになると、選ぶ日をものすごく前倒しして、要するに実際の審理が始まるのを少し後にして、まず選びますと。それから2週間ぐらいして、また休みを取ってもらってやりましょうかみたいな話ならできるんですけど、そういう希望があるかどうかというのを、ちょっと3番さんにはお聞きしようかなってというのが個人的な質問です。

もう一つありますけど、そこだけ3番さんにちょっとお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

仕事がないんだったら、それでもいいんですけど、やっぱり仕事がある場合、どっちに休みを取っていいかという感じになりますよね。

○法曹三者（上岡裁判官）

選ばれてから休みを取るというのも、やっぱり難しいですね。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。

○法曹三者（上岡裁判官）

ありがとうございます。参考になりました。

それから、もう一点、御説明させてもらうのは、2番さんがおっしゃった3通目の通知っていう話なんですけれども、これは裁判所は事件ごとに選任通知、選任のための呼出しを行っていますので、3通来た通知というのは、それぞれ別の事件のお誘いということになります。それで裁判所、今御承知のとおり、刑事1部と刑事2部というのがありまして、大体2か月前から通知を始めるくらいの扱が多いものですから、実際、どれかの事件に選ばれたり、どれかの事件に来ていただいて、選ばれないことが決まった場合は、その後の事件まで来ていただく必要はないんですけど、それが確定するまでの2か月の間に、たまたま何件かの事件に当選されますと、重複する候補者になってしまうと、そういう形になっておりますので、そういうことで御理解いただきますよう。

結局、あれが一番最初の呼出しでいらっしゃったんですか。それとも4週間のは辞退されて、3回目の事件が一番都合がよかったと、そんな形なんですかね。

そんな形なので、逆に言うと、都合が悪いやつは呼出しを取消しになってみたいな、そんな形で、また、要するに都合が悪いってお返事をされたっていう形になるんですかね、前の長いやつは。

○裁判員経験者（2番）

長期間のものは、ちょっと難しいだろうという、駄目だとは返事はしてないんですが、そういうところを考慮していただければという返事は出しましたね。それで、また来たんだろうと思いますけれども。

○法曹三者（上岡裁判官）

分かりました。どうもありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。若干、ちょっと説明をさせていただきますと、まずいろいろと工夫といいますか、苦勞といいますか、考えながら審理日程、選任の日程を決めているのが実情でありまして、①すなわち選任された日には裁判を行わず翌日から裁判を始める場合、②選任された日には検察官や弁護人の冒頭陳述まで行って翌日から証拠を見る、証拠を調べるという扱い、③選任された日には証拠書類まで調べて証人尋問を翌日にする、④選任された日に、もう証拠の中身も調べて証人尋問まで行う。

いろいろと急ぐんでしたら、確かに④が優れてるのかもしれませんが、かといって、さっき3番さんがおっしゃったように、今日やるかどうか分からないのに来て、いきなりどこまで審理するのかと、心の準備だっただけでできてないでしょうっていう問題もあると思うんです。それで、御自身の経験に照らしてみても結構ですし、又は御自身の経験したものと違って、もっとこうだったらよかったのにでも結構ですんで、もしお答えにくければ結構なんですけど、是非これ、やっぱりお聞かせ願いたい御意見なんです。どうでしょう。是非ちょっとトップバッターをどなたか、おっしゃってくださればと思うんですが。

1番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

私は①の選任された日には裁判を行わず、翌日から裁判を始めるというほうがい
いかなって思います。やっぱり心の準備とか、選任されるかどうか分からない状
態で来て、いきなり選任されたから、すぐ裁判ですってなるよりは、次の日にやり
ましょうっていうほうが、まだ心の準備ができていいかなと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

先ほど申しあげましたように、④を選ぶと職務が終わる日が早く来るっていう利
点はあるんですけども、それよりはやはり心の準備なりの関係で①の方が好ましい
という御意見ということによろしいのでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

そうですね。これも自分のことしか考えてないようなんですけども、たまたま私
の職場は理解があるので、そういうのは考えないですね。もう自分の心の準備のみ
です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の皆さんも是非お願いしたいんですが、4番さん、お
願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（4番）

当日、午後からすぐに法廷に入りましたが、それは別に、僕の場合は別によかつ
たと思います。その日のうちに事件の概要とか、被告人が誰で原告が誰でとかいう
のが分かったのはよかったと思います。それで、証拠となると次の日ぐらいからや
るとするのがいいと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

事件の概要，すなわち冒頭陳述ぐらいまではやったほうが内容が分かるんじゃないかと。証拠書類や証人尋問は，その翌日以降という，そういった御意見ということでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

他の方，2番さん，お願いしてもよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

私も今の同じ意見ですね，やはり。おっしゃるように，選ばれないと思って来ますので，是非やりたいと思って来てなかったものですから，私には当たらないだろうという思いでいましたから，あれですけど，やはり選ばれたという，その状況の中においては，やってみて，やはり②の冒頭陳述まで，遅らせれば日数が掛かってくると思いますので，私としては②のほうが適切かなという感じは受けます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。是非，他の方の御意見もお聞かせ願います。では，6番さん，お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

自分の場合は②で，要は冒頭陳述まで行って，その後1週間空いて，たしか審理が始まったと思うんですけど，実際，僕も1番さんと同じような意見で，ほとんどの人がこの裁判員裁判って，このときが初めてになると思うんですね。となってくると，やっぱり心の準備ってなかなかできないし，自分自身も実際，じゃあ選任されました，お昼休みを挟んで，すぐ法廷に入ったら，報道陣の方もぱっといて，傍聴席にも人がいて，そんな場面いきなり行くと，やっぱりすごく場違いな雰囲気があるんですね。今は経験者なんで，それこそ想像もできるし，今日から始まりますよって言われたらできるんですけど，やっぱり選任されたその日から，いきなり

始まっていくと、少なくとも選任手続のときに事件概要については、ある程度、そこで初めて分かるんで、逆に選任して、選任された方は次、何月何日に来てくださいますか。いいんじゃないのかなとは思いますが。

○司会者（伊藤裁判官）

そうしますと、①か②ということになりますかね。

○裁判員経験者（6番）

基本的にはそうですね。①か②だと。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方にもお願いしたいんですが、3番さん、お願いします。

○裁判員経験者（3番）

やっぱり1日空いたほうがいいと思いますね。でないと、やっぱり心の準備というか、そういうことができるんで。

○司会者（伊藤裁判官）

それは、冒頭陳述といったものも含めて翌日以降のほうがよいかないかなという感じですか。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。やっぱり、選任されたその日じゃ、ちょっときついものがありますよね。

○司会者（伊藤裁判官）

先ほどから出た心の準備とか，そういったもののほかにも何か，もしあったらお願いしたいんですが。

○裁判員経験者（3番）

職場がある人は，職場にも連絡が取れるでしょうし。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。先ほどの質問は全員お願いしましたが，この質問は，もし御意見がなかったらと思ったんですが，よろしかったら5番の方がいいでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

僕も②の意見に，皆さんの意見に賛成です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。この問題は裁判所のみならず，当事者の立場からも，きっと何か御意見や聞いておきたいことがあると思うんです。冒頭陳述まで進むのか，証拠調べまで入るのか，もし検察庁，弁護士会のほうから何か，この点を重ねて聞きたいなという点があったりしたら，いかがですか。

○法曹三者（好永弁護士）

弁護士のほうからお伺いしたいんですけど，ちょっと意見がはっきりしないところがあったので手を挙げていただければありがたいんですけど，①と②で，どちらがよろしいのかっていう御希望をちょっとお伺いしたいので，最初に①のほうがよろしいという方，手を挙げていただいてよろしいですか。4名ですかね。じゃあ，残

りの方は②のほうがよろしいということで。分かりました。ありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

よろしいですか。今①②の両方、どちらも同じぐらいついていう方もいらっしやっただということですかね。ありがとうございます。どうもありがとうございます。上岡部長のほうで何かございますか。

○法曹三者（上岡裁判官）

①の方は3人ぐらいで、②の方は3人ぐらいですかね。どうぞ、せっかくですから補足してください。

○裁判員経験者（4番）

選ばれるだけ選ばれて、次の日からですよと、その日の晩が眠れんようになるような気がするんですね。それで、ちょっと導入部分を経験することによって寝つきがよくなったような気がするんですね。そういう意味で僕は②だということでございます。

○法曹三者（上岡裁判官）

ありがとうございます。実際問題、うちも事件に応じて全体スケジュールを考えながら、いろいろ試しながらやっているとことなので、今日の御意見は非常に参考になるところがありました。

今4番さんが言われたところと少し関係があるんですけど、実際、選任手続だけだと、皆さんにお伝えできるのは起訴状に書かれてる事実の内容だけということになってしまいます。冒頭陳述までやるということになると、少なくとも被告人が事実関係について、どういうふうな答弁をするか、あるいは検察官と弁護人の主張がどれぐらい違ってるかっていうのが把握できるということになりますので、事件に

もよりますけど、そこまでは進んでおいたほうが気が楽な事件もあるのかなというのは少し考えながら、今日の御意見も非常に参考になりましたので、皆さんに負担のない形でやっていきたいなとは思っております。

○司会者（伊藤裁判官）

では、続きまして、審理、証拠調べ等についての御意見があれば承りたいと思っております。検察官や弁護人の主張、冒頭陳述や論告弁論ですが、これらは十分に理解できましたか。理解しにくかったとすれば、それはどんなところですかと。分かりにくかったとすれば、説明自体が不十分であるということでしょうか。主張内容は理解できるが判断が難しいということでしょうか。かなり突っ込んだ問いだてになっておりまして、今日は検察庁、弁護士会からいらっしゃってる方もいらっしゃるのは分かった上で、それでもやっぱり是非率直な御意見をお聞かせ願いたいと思っております。それこそが本当にわざわざ来ていただいたお二人のためにもなりますんで、是非率直な御意見をお願いしたいと思っております。この点いかがでしょうか。では、2番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

裁判員裁判に自分が携わって、そしてスケジュール的な面で少し時間があって、他の裁判を見学したんですね、一般の。そうすると、やはり弁護士の方、検察の方、すごい早口で本当に理解できないような傍聴ですね。だけれども、私が携わって裁判員をしてく中において、すごく配慮してくださってるというか、やはりはっきりとした言葉で本当にゆっくりとじていてくださるんだなという、私たちの側が分かりやすく理解できるように配慮しておられるんだなということが比べてみて分かりました。

また一つは、こういう物を頂くんですけども、レジュメのような形で、初めてでするので、そのものをどう使っていいのか分かんないっていうか、そういう戸惑いは

感じました。ですから、発言等はよく理解できるんですが、それと書き留めて、私たちのほうが書いていくということ、そのちょっと戸惑いがあったものですから、そういうことの事前の説明があったほうがよかったのかな、もっと分かりやすかったのかなっていう、これは発言のほうの今の質問だと思うんですが、それと関連して、書き留める面においてのその事柄の、せつかくここに出してくださった、説明をしてくださるポイントのところの、そういうものがもっと説明して下さってれば分かりやすかったかなというのがちょっとありました。

○司会者（伊藤裁判官）

今のお話は、証言なり、被告人のお話なりをもう少し先取りする形のような長めの冒頭陳述がということになるのでしょうか。そうではなくて、もしよければ、お話を。

○裁判員経験者（2番）

ですから、今してる事柄に、弁護側、検察側のしておられる事柄の中で頂いてるものとの関連ですよ。初めてもらっていますので、だからそれをどうまとめて、そしてそれをどうこれから審議していくのかという、先のことが分かりませんので、そういう意味での事前の学習をしてれば、この後、こういうことがあるから、このことのためにこれを書き留めてということが理解できるんだと思うんですが、後になってみてDVDを見たとか気が付かされるんですが、ですからその分の直接関連的なことはあれかもしれませんが、せつかく準備してくださったものとの、書き留めていくその事柄が、ちょっと私にとっては戸惑いがあったので、そのことをちょっと発言させてもらいました。

○司会者（伊藤裁判官）

今行われている審理、例えば証拠書類の内容を明らかにする手続であるとか、あ

る証人について、これからお話を聞きましょうとか、それぞれの各進み方、手続、段階が今全体像のどこに位置するのか。それで争点が最初に示されたと思いますけども、争点とどう関係するのか、そういった事柄について絶えず意識しながら進んでくれたという御意見というふうに理解してよろしいのでしょうか。

ありがとうございます。ちなみに、冒頭陳述という最初に検察官と弁護人が説明したものがあったと思いますけども、それを聞いただけでは、やっぱりちょっと不十分だったりもしましたか。

○裁判員経験者（2番）

いや、そういう不十分というものではないですけど、分かりやすくしてくださったというのはあるんですが、ずっと続いてく、その中において、流れの中で、頂いたものとの関連ですね、それがちょっと私自身戸惑ってしまったので、事前のそういう説明があったほうがよかったかなと感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

訴訟を進行する裁判所としても、そこは貴重な御意見として感じましたんで、絶えず意識して、私たちは普段やってることかもしれませんけども、裁判員の経験はお一人お一人が恐らく初めてであり、2度も3度もするわけではありませんから、その今何をしているのかというのを絶えず、みんなでチームとして意識するように、ちょっとそこは私たちのほうも問題意識を持って取り組みたいと思います。どうもありがとうございます。

○法曹三者（上岡裁判官）

多分、2番さんがおっしゃったのは、検察官がこういうのを立証するという説明自体は分かったけど、その後、実際に証拠を調べてる内容が今まで言ったことのどこにどういうふうに関連してるのかっていうのが余りよく分からないで、後で議論

するときに、あの証拠がこういう意味だったんだというのが少し分かってきたっていう、そういう趣旨ですよ。

○司会者（伊藤裁判官）

いかがでしょうか。冒頭陳述を今お聞きしてるんですけども、今のところ、やっぱり冒頭陳述には言いたいこと、主張すること、証拠により証明すべきことと証拠との対応関係を明らかにすることになってるんですが、その対応関係がいまひとつ分かりにくかったことなのかなという気も確かにしました。

皆さん、どうですか。冒頭陳述について、実はいっぱい書けば分かりやすいかという、書けば書くほど長過ぎて混乱して分かりにくいというのがありますし、かといって短かすぎても、また困りますし、皆さんが御経験なさった冒頭陳述が適切だったかどうか、論告弁論も適切だったかどうか、そういった点について、もし適切だったら、そうおっしゃっていただきたいですし、適切だった場合には、どれぐらいの分量だったのかも、ちょっと御紹介していただければと思います。いかがですか。6番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

ちょっと、こちらからも裁判員経験者としてお伺いしたいようなことがあるんですけども、弁護側も検察側も裁判員裁判用に用意する資料と、例えば一般の裁判に使われる資料って、準備の細かさが違ったりするんですか。

○法曹三者（丸尾検察官）

多分、記載する量は全然違うと思います。それを内容を落とさずに、できるだけ分かりやすくっていうのと、できるだけ情報は少なめっていう形でやってるところではあります。

○裁判員経験者（6番）

ありがとうございます。

○法曹三者（好永弁護士）

ちょっと個人的な経験に基づくところはあるかと思うんですけども、やはり全く違うと言っていいぐらい、準備の手間というのはかなり掛けてます。同じ内容の事件であったとしても、裁判員裁判の場合は、やはり分かりやすさというのを重視して、そこをどう伝えるかっていう、そう言いながら時間的には、やっぱり長いとどうしても聞いているほうとしてはつらいと思いますので、その中身を、検察官もおっしゃってましたけども、維持した上で分かりやすく、かつ短くってというのは、やはり準備をする側としてはかなりの、普通の事件に比べれば、やっぱり時間はかけているとは思いますが。

○裁判員経験者（6番）

ありがとうございます。自分が携わった裁判は、冒頭陳述のところは、それこそカラー表記であったりとか、字体の文字の大きさをあえて大小使い分けてあって、非常に分かりやすく表記がしてあったんですね。その分、今おっしゃられたように、すごく時間もかかって、かみ砕いて分かりやすくされてるんだろうなとは思ったんですけども、当然いろんな業界に業界用語というものがあると思うんで、そういった業界用語が出てくると、多分僕たち一般の人たちというのは、首をかしげることばかりでなかったのかなと思うんですけども、資料をずっと長い間見させてもらう中で、当然分からない言葉が出てくるんですけども、どうしようもなく分からないなというのは全くなかったんで、その点ではすごく、準備の部分ではされてるんだなというのは実感しました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。ほかの皆さんも是非、御自分の経験などに照らしておっしゃっていただけたらと思うんですが、いかがですか。4番さん、お願いしてもよろしいですか。

○裁判員経験者（4番）

弁護士の方も検察官の方も非常に分かりやすい、素人でも分かるようなレジュメいうのをつくっていただけて、それに沿って説明していただきましたので、私の事件では非常に分かりやすかったということです。

○司会者（伊藤裁判官）

分量はどのくらいだったか、もし御記憶があれば御紹介していただけますでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

たしか、例えばA3が3枚とかA4が4枚とかそういったもの。アルゴリズムの表みたいなものを入れながら時間経過の、分かりやすいものでした。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

○裁判員経験者（1番）

私もすごくよく理解できました。ど素人でも読めば、ちゃんと内容が分かってくるみたいな感じで、戸惑いもなく分かりやすかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。お褒めの言葉ばかりのような気もするんで、もっとこう

したらどうかしらというところがあれば、またお願いしたいんですけども、いかがですか。3番の方、いかがですか。5番の方、もし何かありましたら、よろしいですか。

○裁判員経験者（5番）

冒頭陳述の検察官さんや弁護士さんの最初の主張から証拠における被告人とのやり取りなど、それは非常に検察官さんも弁護士さんも被告人のために分かりやすく説明していただきました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、やっぱりこれ、当事者の観点からも何かもしあればと思いますんで、お二人のほうから何かございますか。

○法曹三者（丸尾検察官）

字の大きさは大きいほうがいいですか。それとも小さいほうが、要はA4、1枚まで縮めれるかA3、1枚にするかって悩むときがあって、字を大きくしてA3のほうがいいのか、字を小さくしてA4のほうがいいのか、どちらのほうがいいのかとか、内容はほぼ一緒なんですけれど、そういうのは御意見があれば。

○司会者（伊藤裁判官）

いかがでしょうか。御意見がございましたら是非。お願いします、6番の方。

○裁判員経験者（6番）

伝えたいことがこちら側に分かるようにしてあればいいんで、例えば、その部分だけ、今の例えばこういった紙に書いてあるように太字にしてあってとか、若しくは斜線があったりとか、何かそういったことがあると、すごくそこに観点を置い

て注目して見ていけるんで、そういった表記になってれば、字体の大きさが小さいとか大きいとかってというのは気にはならないんですけども。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。ほかの方，よろしいですか。何か御意見がありましたら，是非この機会にお願いしたいんですけど。4番さん，お願いします。

○裁判員経験者（4番）

僕はA3のほうが見やすかったです。A3が好きですね。感覚的なものです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方はよろしいですか。どうもありがとうございました。御意見ありましたら，お願いできますか。

○法曹三者（好永弁護士）

ちょっと細かい話で，こちらも恐縮なんですけど，さっきA3，A4というお話もありましたけど，どこまで詳しくっていう，手元にある紙というんですかね，それはそれぞれの御経験があらうかと思うんですけど，実は見る暇がなかったという形で，ほとんど聞くことに集中するというか，聞くことが精一杯だったというのは，その辺はどうでしたでしょうか。感想があれば，やっぱり読めなかったとかいうことがあれば，それは何か理由があれば，それも含めてお聞かせいただければと思うんですが。

○司会者（伊藤裁判官）

又は，読まなくてもちゃんと理解できたから，あえてもう一回，紙のほうで・
・。

○法曹三者（好永弁護士）

であれば，なおさら。

○司会者（伊藤裁判官）

というのも含めて，どうでしょうか。冒頭陳述だけですか，そこは弁論も含めてですか。

○法曹三者（好永弁護士）

全部含めて，両方で。

○司会者（伊藤裁判官）

冒頭陳述や論告弁論において紙を出していただいています。その紙について，もう一回読み返したりしたことがあったかどうか。そういった点についていかがでしたか。

○裁判員経験者（４番）

何度も何度も読みました。

○司会者（伊藤裁判官）

何度も何度もですか。

○裁判員経験者（４番）

ええ。

○司会者（伊藤裁判官）

それは冒頭陳述，論告弁論，同じく，等しくでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

ええ。両方，皆一生懸命読みましたね。それは証拠とか尋問とかあるたびに，やっぱり何度も読みました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方はいかがでしたか。余り読み返さなければ読み返さないとも，さっきおっしゃられたように，それはよくできた冒頭陳述なのかなっという気もしないでもないんですが，今おっしゃられたように，先ほど2番さんがおっしゃられたこととも関連するんですけど，今何をしてるのか，それが争点とどう関係するのかっていう意味では，やっぱり冒頭陳述を何度も読む方も当然いらっしゃるし，私もどっちかっていうと，むしろやっぱり確認したいなっという気持ちもあると思いますんで，そういった冒頭陳述の使い方や，評議のときに論告弁論をもう一回読み返したりもしたとか，そういったことはどうでしたか，皆さん。お願いします，6番さん。

○裁判員経験者（6番）

自分が携わったのは，とにかく長い審理の中で，それこそ証人尋問が毎日のようにあったりすると，今4番さんが言われたように，何度も，もう一回，最初に戻って争点は何だったのかとか，検察側の主張と弁護側の主張というものを改めて頭に入れ直すというのか，資料を持ち出すとか持ち帰るということが全くできませんから，とにかく頭の中で覚えていくようにはしました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。大体よろしいですか。上岡部長のほうで何かございます

か。

○法曹三者（上岡裁判官）

皆さんの御意見はよく分かりましたので参考にさせていただきます。好永弁護士からの御質問の関係で少しだけ言っときますと、多分、冒頭陳述は検察官と弁護人の主張の違いが分かる程度に、ある程度やっておられるので、今適正なボリュームに抑えていただけるのもあって繰り返し確認ができるっていう、そういう構造でやっているといます。詳しくなればなるほど読み返すかっていうのは、多分別の問題になると思ひまして、余り事件のことは言いにくいんですが、ものすごく長い弁論が出たからといって、それをみんなで逐次読み返して評議ができるかっていうと、時間の問題もありますし、できないものもあるっていう、そんな実情にありますので、ここで少し念のため言っときたいといます。

ただ、先ほど2番さんがおっしゃっていただいたような、どういうことを今やってるかっていうのをちゃんと分かるように審理を進めていかなきゃいけないっていうのは非常によく分かりましたので、今後もそういうところも注意してやっていきたいなと思ひます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。私も同意見であって、全部言ってくださったんで、そう思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。先ほどのは冒頭陳述や論告弁論といった意見の主張でしたけども、今度は証人尋問、検察官や弁護人の証人尋問、それが何を明らかにしようとしているのか理解できましたか。また、尋問時間の長さであったり短さであったり、更に、そのほか尋問方法に疑問を感じた点があれば是非おっしゃってください。これも私たち、気が付かないところがひょっとしてあると思ひんです。先ほど申し上げたように、普段やってると、むしろ気が付かない、むし

ろ、これまで初めて経験なされた皆さんの方から是非御意見を頂きたいと思っております。いかがでしょうか。3番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

自分は理解できたと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

長さ短さや、こうしたらよいのになとか疑問を感じたところはございましたか。

○裁判員経験者（3番）

長さはちょうどいいと思うんですけど、弁護士のほうのちょっと無理がある、どう言ったらええんかな、ちょっとよう分からんのですけね。何か、弁護というんですか、ちょっとごめんなさい。頭の中まとまってないんで。

○司会者（伊藤裁判官）

先ほど2番さんがおっしゃったような、その証人尋問の中で一体検察官なり弁護人なりは何をしようとしてるんだらうっていうのは、それは・・・。

○裁判員経験者（3番）

理解できました。

○司会者（伊藤裁判官）

それは分かったと。

○裁判員経験者（3番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

かなり分かりましたか。

○裁判員経験者（3番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。先ほど2番さんがおっしゃられたこととの関連性ですけども、証人尋問の中や被告人質問の中では、検察官や弁護人が何をしたいのかっていうのは、そこら辺はいかがでしたか。

○裁判員経験者（2番）

それは、やはり見て聞いたりっていう状況の中では別に問題はないと思っておりますが、こちらの受け取りというか、それをどう受けるか、そのレジュメとどうするかっていうことの問題で、やってらっしゃる、してらっしゃるそういう面においては、とても分かりやすかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方はいかがですか。改めてお聞きしなければ、ああそうお考えだったのかって気が付かないこともございますので、是非この機会に感じたことをおっしゃっていただけたら。先ほどの御意見のように、特に問題がなかったよっていう人は、それも含めておっしゃっていただけたらと思っております。お願いしてばかりで恐縮ですが、6番さん、お願いしてもよろしいですか。

○裁判員経験者（6番）

先ほど3番さんも言われてたんですけども、弁護人のほうから、結構そこまでやるのは無理があるだろうみたいな弁護のされ方とかって、やっぱりあったわけですよ。当然、弁護士さんというのは守らなきゃいけないほうの立場ですから、一生懸命されるのは分かるんですけども、聞いてて笑いが出るような弁護の場合とかもあったりして、そこまでしないとイケないのとかっていう、時々疑問を感じながら聞いたりすることはありました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方はいかがですか。4番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

検察官も弁護人も非常に分かりやすい説明でした。何を明らかにしようとしているのかも理解できました。検察官も弁護人も私らのような素人で分かるようなやり方でやってくださる優秀な方だと思いました。

ただ、検察官のほうは分かったのですが、弁護人が最初、弁護というのは弁護するのだと思って、この人はこういう悪いことをしたけれど、こういうことがあったというようなのを一生懸命言うのかなと思っていたら、あなたはこんなことをしましたからいけませんですねというようなのが、ずっと続いて、ちょっとひどい弁護士のかなと思いましたが、最初ちょっと分からないことはあったんですけど、そうやって反省を促して刑に服するような形で、できるだけ刑期を短くしようとする作戦だったんだなと後で思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

被告人に対して、かなり厳しい態度で臨んだということですね。

○裁判員経験者（4番）

最初、本当に弁護士かなと思うぐらい、あなたいけませんねとかいうような言い方だったので、ちょっとびっくりしました。

○司会者（伊藤裁判官）

ただ、終わってみれば、そこら辺の意図も含めて理解できたということでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

ええ、分かりました。何でああいう言い方をしたのか、後で分かりました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。1番さん、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（1番）

特に長いとか短いとかは思いませんでした。事件によっては長いのもあれば短いのもあるんじゃないかなと思ったし、短いとは思いませんでしたね。

○司会者（伊藤裁判官）

その尋問や質問の意図もつかめたということでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

はい、よく理解できました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。5番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

検察官さんや弁護人の証人尋問においては、被告人の罰条の明確さの追及が理解を求めることだと思います。そして、尋問時間は長いと思いましたが、短いと思いましたがにおいては、それは事件内容の経過に伴った事実、実証だと思います。時間の経過は。そして、検察官や弁護人の尋問方法に疑問など感じたことありますかの点については、裁判としては、いろいろ著書なんかを参考にして考えて、通常における尋問方法ではないかと素人として考えました。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございます。それでは、検察官、弁護士のお二人から、この尋問や被告人質問について、もし何かありましたら、お願いしたいんですが、どうでしょうか。

○法曹三者（丸尾検察官）

多分、メモをお配りしてると思うんですけど、それが役に立ったのかどうかっていうところ辺、尋問の際に役に立ったかどうかっていうのをお聞かせ願えたらと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

実は、私の事件なんかではメモを使わない検察官もいらっしゃったんで、使ってる方、使ってない方、それも含めてお聞きしてよろしいですかね。どうでしょうか。証人尋問の前に検察官のほうから尋問のメモを渡す運用、扱いもあると聞いておるんです。そういったものが今どのように活用されたのか、使ってなかったら、むしろあったらよかったなっていうのも含めて御意見があったらお願いしたいんですが、いかがですか。2番さん、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

私の場合はあったですから、とてもよかったと思ったですけど。

○法曹三者（上岡裁判官）

ちょっと、メモの話が分かりにくいので、2番さんは、うちで配ったのは、検察官の尋問だと、事前の状況とか犯行の途中の状況とか、段落が書いてあるメモを配って、その間に余白でメモを書くと、そういう感じですよ。

○裁判員経験者（2番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

よかったということですね。

○裁判員経験者（2番）

そうですね。やはり、あって、実際と、こういうものがあるっていうところはよかったと思うんですけども。

○司会者（伊藤裁判官）

活用するときには何か書き込まれたりなされたんですか。

○裁判員経験者（2番）

書き込みました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方はいかがですか。お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

自分の携わった件も同じように、今、上岡裁判官からおっしゃられたような感じのメモがあったんですけども、そのメモがあると、要は検察官はこういうことを聞きますよ、これからこういうことを聞きますよというのが、自分が法廷に入ったときに、その紙が置いてあると、今日は何を聞くのかっていうのがもっと具体的に分かるわけですね。ある程度、日程予定表みたいなのを渡してもらってて、今日はこの人が来て話をするからとか、こういう内容について聞くからっていうだけじゃなくて、この内容について更に、この部分とこの部分とこの部分とみたいな形のことを書いてあると、こちらとしても次こういうことを聞くなとかっていうのも読めますし、また逆に、要点なんで、ここはメモしとかなないと後で評議のときに自分が困るなとかいうこともあったんで、とてもよく活用させていただきました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。使わなかった扱いでどうですか。4番さん、お願いします。

○裁判員経験者（4番）

私のときはなかったですね。

○司会者（伊藤裁判官）

弁護人とかが出してきた場合もあったはずなんですけども、検察官からはなかったと思います。

○裁判員経験者（4番）

ちょっと覚えてないです。どれに当たるんかがちょっと覚えてないんですが、弁護士の方からののは。別に不自由したことは全くなかったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方はいかがですか。検察官，この程度でよろしいですか。いかがでしょう，何か御意見，もしありましたら。

○法曹三者（好永弁護士）

二，三お話を伺っていると，弁護人が何をしようとしているのか，ちょっと分かりづらいという，尋問の中ですね。尋問ですとか，被告人の質問などで恐らくあったかと思うんですけど，もちろんそれぞれ意図があつてのことで，聞いている話ではあるんですが，やはりそういうところも，今ちょっとお話を伺うと，検察官のほうが使われてるようなメモ的なものが先に出ておれば，今こういうことを聞かんとしているというのが分かってよりよいという御感想なんですかね。先ほどおっしゃられた方にちょっと伺いたいんですけど。

○司会者（伊藤裁判官）

先ほどおっしゃられた方どうですか。そのときは弁護人の尋問なり，被告人質問のときにメモはあつたんでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

あつたように記憶してるんですけど。ただ，それがどれなんか，ちょっと分かりにくいですね。

○司会者（伊藤裁判官）

6番さんも，ややちょっと・・・。

○裁判員経験者（6番）

自分は，これちょっと無理かなと思ったことを正直言わせてもらうと，被告人が

犯行現場からの逃走ルートっていうのを1日掛けて、現場に立ち会った警察官の方とかも来られて話をしたんですけども、弁護側からの質問が、警察官の体格とか年齢とか、また男性とか女性とか、信号をちゃんと守ったとか、半分途中から子供じみたような質問が始まり出して、それを聞いてたら、非常にこれは無理があるんじゃないのかなっていうふうな疑問は感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方で、もしございましたら、お願いしたいんですけど、よろしいですか、これぐらいで。上岡部長のほうで、尋問に関してお願いしたいんですが。

○法曹三者（上岡裁判官）

特にこちらで言うことも余りはないんですが、メモの扱いは6番さんがおっしゃったように、流れが分かるとか、次の項目に移ったんだというのを強く意識してもらおうとか、そういう効用があるんじゃないかなと思って使ってるものがあります。

弁護士さんがメモをつくらないっていうのもありますが、主な証人の大半は弁護人のほうは反対尋問をされるっていう構造にありますので、検察官から出してもらったメモの余白に恐らく書いて対応してるんじゃないかなと思いますので、また事案に応じてやっていきたいなと思います。

いずれにしても、ここもなるべく集中力が保てるぐらいの時間でうまくやりたいなと思っておりますので、今2番さんが強くうなずいておられるのも、よく目に入りましたんで、どうもありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。これは、恐らく全ての証拠を証人尋問したとは思えないんです。ある証拠については供述調書

という形で書面を朗読したことになってるのがきつとあると思うんですが、その中でも、いや実はこの人については直接法廷で聞きたかったなというような御経験、お気持ちがあったら、その点いかがですかということで、お聞かせ願いたいなと思っております。いかがでしょうか。4番さん、お願いしていいですか。

○裁判員経験者（4番）

私の事件では、被告人のほうが非常に信頼していた年上の社長さんというのがいらっしゃって、これがキーマンだったんですが、この人の話が聞きたかったです。それと被害者が2人いたんですが、女性と男性、男性のほうは証人に立ってくださらなかったんですが、申請もしなかったのかもしれませんが、その方の話を聞きたかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

私も聞きたかったんです。ただ、事情があって、やっぱり検察官の方では聞けたら聞きたいなっていうのは同感ではありました。

他にそういった経験はございましたか。お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（3番）

自分のときは、ちゃんと警察官2人が出られたんで、その聞きたいというのはなかったですね。

○司会者（伊藤裁判官）

他の方はなかったということでよろしいんですかね。この点に関しては、当事者のほうからも何か御意見、御質問がきつとあると思いますが、お二人のほうに振ってもよろしいですか。いろんな事情で、やっぱり証人尋問ができないという事情はきつとあると思うんです。それについて何かもし、ただその一方で、今ほかの方が

おっしゃったように、証人として聞けること、紙と違って、その場で反対尋問できるし、疑問点、不審点があれば正せることもできるということで、証人尋問の有効性については、私たち、かなり重視しています。法廷の中で真実を発見したいという気持ちもありますんで、ただそれも理解していただいた上で、それでも、さっき4番さんがおっしゃられたように、駄目だったこともあるのかなと思うんで、何か、その点についてお考えがあればおっしゃっていただきたいと思います。

○法曹三者（丸尾検察官）

ここには目撃者などっていうことで書かれているんですけど、一番は被害者をどうするかっていうのは我々常に悩んでいるところで、被害を受けるっていうのは、本当に何もいいことがないんで、その上、また法廷にも出て、法廷に出るっていうことだと、法廷に出るまでにも打合せをしたりとか、本当にいろいろ労力を使ってもらって出てきてもらってるもので、できれば基本的にはかわいそうなんで、本人が出たいというのであれば全然、どうぞって感じなんですけれど、そうじゃない場合には、できるだけ負担を少なくしてあげたいってのが、やっぱり我々の気持ちで、一番、供述調書で済むんだったら供述調書で済ませてあげたいとか、あと犯行のことは思い出したくないのであれば処罰感情だけ述べてもらうとか、そういう取扱いはできないかなというふうなところを悩んでいるところです。

質問というのはいくらなんですけど、その社長さんがどうとかっていうのは、ちょっとどういうことで出てこられなかったのか、私にもよく分からないんですけど、やっぱり裁判には出たくないって人はたくさんいて、我々もお願いしますよっていうことで日々努力しているところです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

○法曹三者（好永弁護士）

質問というよりも、我々の側で、弁護人の側でも考えてるのは、実際、証人として来ていただくということは、やっぱりいろんな状況を考えた上で申請するしないという話があるので、一概に出てこない、出てこないというか、証人として出てこれないということが単純な話ではないというところがあって、それも本当にケース・バイ・ケースなので、その部分をどう裁判員の方に御理解頂くのかなというところ、ちょっと難しいなというのがあります。

実際、裁かれる側のほうからすれば、当然キーマンの方は絶対に話を聞きたい、今検察官が言われたような被害者の方の話を是非聞いてみたいというのは、やっぱりそういうお考えはあると思うんですけども、でも一方で、そういう方をお呼びして、もちろん出ていただけるかどうかという話もありますし、御本人様が嫌だとおっしゃられれば、やっぱり無理な部分もありますし、二次被害ということもありますので、そういうところをどこかで説明できる場があればなどは思うんですけど、かなり難しいですね。そこは裁判所との兼ね合いもあるので、私のほうからは、弁護士側からは一概に何とも。

○法曹三者（上岡裁判官）

多分、今日いらっしゃってる方々が参加していただいた事件は、ほとんどが否認事件だったと思うんですね。それで大事な、要するに検察官と弁護人が争ってる事実に関しては、その事実に関する証人がそれぞれ出てきたんじゃないかなと思います。今問題になってるのは、余り争ってない事件でも被害者とかから直接聞いたらどうかっていうような話が少し問題になっていて、逆に今日来ていただいた方々にはぴんとこないような話になってたかなとは思いますが、今4番さんですかね、被害者の人にも聞きたかったとか、そういうお気持ちはすごくよく分かりましたので、我々もいつもいろんな方に負担をかけるかどうかという問題と、事件の真相の解明っていうか、そういうところの間でいつも悩んでいるところです。同じ事実が解明

できるのかっていうところもあって、事件によっては被害者の方に多少負担でも協力してもらわなきゃいけない事件があるということで今やっていますので、そういう形でこれからもやっていくことになるのではないかなと思っています。

ちょっと専門家の話と、今日参加した方々の事件の持ってるイメージがちょっと違ったので説明させていただきました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。自白事件を中心のお話だったんで、ちょっとすいません。そこはありがとうございました。

では、次の評議についての感想に移らせていただきます。これはやっぱり全員にお聞きしたいなと思っていますんで、是非皆様、十分意見が言えたかどうか、時間については適切だったかどうか、是非お願いしたいと思います。どなたかトップバッターでお願いしたいんですが。6番さん、お願いします。

○裁判員経験者（6番）

時間とか意見とかっていうことも話したいんですけども、その評議の雰囲気というものが、裁判官、それから裁判員、補充裁判員の方含めて全部で大体11人ぐらいでやってたんですけども、本当にいい雰囲気で、長くなってっていうこともあったんですけども、裁判官の方も裁判長がすごく雰囲気づくりっていうものを大事にされていました。裁判官の方が本当によくしてくださって、裁判長も一緒に、本当は御存じのはずなんですよ、答えとかって。でも、それをあえて分からないふりをして、みんなで回答を出そうとか、発言の機会っていうものも十分過ぎるぐらいに頂きましたし、評議の時間も、時々みんな時間を忘れてるぐらい、一生懸命みんなで作ってたりとかっていうこともありましたから、そういう意味では逆に、この場を借りて感謝させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方も是非、御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。これは全員にお願いしたいと思ってますんで、整理がついた方から、又は評議のときと同じように、自分の考えに整理がつかなくてもしゃべりながら、話しながらで結構ですので、是非お願いしたいと思います。1番さん、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（1番）

評議は十分、自分の意見を言わせてもらいましたし、言ってることを理解してもらえて、あと言いたいことがまとまらなく、ちょっと困ってても、裁判長とか言ったださるから、そうです、そうですみたいな、言いたいことはそういう感じだと思いますに言えましたので。

○司会者（伊藤裁判官）

時間についてはどうでしたか。

○裁判員経験者（1番）

時間もよかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

長過ぎず短過ぎず。

○裁判員経験者（1番）

ちょうどよかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。2番さん、お願いしてもよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

私自身は、意見を言えたと思います。遠慮なく言わせていただいたという感があります。他の方はどうか分かりませんが、やはり時間的な面においても適切であったと思いますし。

○司会者（伊藤裁判官）

他の方も意見は言えてそうな感じでしたか。その評議のメンバーです。

○裁判員経験者（2番）

私自身の感じでは、やはり少し固い、対話っていうのか、年齢層がちょっと若かったというところもあるかもしれません、全体的なところがですね。だから、それが一つの発言するという、それぞれの個性がありますから、やはり余り言いたくないという方もいらっしゃるんだなと思いますけれども、私自身がそういうふうな感じを受けました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。4番さん、お願いしてもよろしいですか。

○裁判員経験者（4番）

私は十分自分の意見を言えたと思いますし、他の裁判員の方とか、補充裁判員の2名の方も皆、自分の意見を言ってらっしゃいました。そしていろんな意見が出て一つにまとめていく時間が必要なんですけど、それもちょっと足りなかったかなというのはあったけど、大体十分あったような気がします。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。5番さん、お願いしてもよろしいですか。

○裁判員経験者（5番）

みんなで評議の感想を分かち合いながら、自分は自分なりに、その範囲として、裁判員として、事件に対しての意見も範囲の中で、自分としては言える範囲は言えたと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。最後になってしまいましたが3番さん、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（3番）

自分らのときは、皆さん、和気あいあいとされとったんで、評議で意見も活発に出ましたし、よかったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。評議のことなので、もし普段お目にかからない検察官、弁護士のお二人のほうから、もし何かありましたら、どうでしょうか。上岡部長のほうでお願いしてよろしいですか。

○法曹三者（上岡裁判官）

余り自分が参加してないのもあるんであれですけども、多分いろんな人の意見が分かると評議が盛り上がったように見えるけども、同じような意見だと、先に誰かが言っちゃうと特に盛り上がらないっていうことがあるっていうところは、事件によってはあるかもしれませんね。ただ、それは反対かどうかっていうのは、いろ

んな機会に確認をさせていただいてますので、そういう意味では無理のない形で皆さんの意見を吸収しようとしているっていう形を大抵の事件ではやっているように思っています。

あとは、6番さんがいろいろまとめてくださったように、一応みんなに話をしてもらおうというのは非常に大事なことだと思っていまして、いろいろ話をしたい人もいれば、なかなかいろんな人の意見を聞いてからじゃないと意見がまとまらない人、いろんな方がいるんですが、時間はかなり十分取ってるつもりですんで、そんな形で皆さん、時間が足りなかったという感想がなかったのはよかったなと思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、次に守秘義務について移らせていただいてもよろしいですかね。もしこういった違反するかとか迷ったことがなければ、それで結構なんですけども、もしあったら是非、ここも私たちのところでは分からないことです。皆さんがお帰りになってからの話だと思いますんで、是非これもあればおっしゃっていただきたいと思っております。それも含めて守秘義務について、ちゃんと説明しなくちゃいけないんだろうなというふうに考えておりますんで、是非そういった迷われた点があったら御紹介していただきたいと思いますが、どうですか。3番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

これ、職場でなんですけども、帰ったときに、どういう裁判だったかとか、どういうふうな内容だったかって聞かれるときがあったんですよ。それ、どこまでしゃべっていいのかなという感覚はあったんですね。それで迷った。だから、途中で話はやめたんですけどね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。せっかく話す機会があったのに何かもったいない気もして申し訳ないですよ。他の方はどうですか。御家庭，職場，何かそういった形で話題になったときとか，そういったことがもしありましたらですが，どうでしょうか。6番さん，お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（6番）

僕は個人的な性格上，なかなか口を閉じたままのことができないので，期間中は友達と会わないとか，あえてそういう場に入らないようにはしてたんですけども，終わってからは，逆にこの経験したことっていうものを，経験したことない人には是非伝えたいとか，やっぱり見方って，一般人の見方と，当然裁判官の方とか検察官の方とか弁護士の方の見方って違うと思いますんで，一般人として見た見解というものは逆に伝えたいとは思うようになりました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。その点，やっぱり私たちも同じ意見ですんで，ありがとうございます。他の方，いかがですか。特に迷われたりは。2番さん，お願いしてもよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

裁判官のほうから，やはりその守秘義務のことに関して説明がありましたので，別にそういう戸惑うことはなかったです。ですから，公開されている裁判，出されているもの，傍聴される方々もいらっしゃるし，また新聞等でなされてるもの，それは公表してもいいところですので，しかし評議内容というか，そのところは守秘義務になるのかということをはっきりと言ってくださいましたので，堂々と言えることは言いました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方もよろしいですかね。この問題に関しては、検察官、弁護士のお二人から特にないかと思いますが、よろしいですか。上岡部長のほうでお願いしてよろしいですか。

○法曹三者（上岡裁判官）

最近やってることとしては、2番さんがおっしゃったことなんですけど、法廷で言い渡した判決の内容自体は、基本的には守秘義務の範囲に入っていないと。内容の中に個人のプライバシーにわたることがあれば、場合によっては、それは判決を言い渡した後で個別の御説明することはありますけれども、判決の内容それ自体については、基本的には評議の秘密には入っていないということはお伝えをしています。

守秘義務の範囲について悩むようなことがないように、逆に言うと、判決の内容を大体説明すれば、周りの人は普通は納得するんですよね。何でそうなったかっていうのも含めて、大体判決に書いて説明してることが多いので、そういう形で守秘義務に迷ったりしないでスムーズに周りの状況に戻っていけるように御説明できればなといつも思ってますので、これからもやっていきたいと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただこうと思います。これから裁判員となられる方へのメッセージなどにつきまして、裁判員候補者や裁判員の負担を少しでも軽くするためには今後どのような点を改善すればよいですか。まず、こちらのほうからさせていただきますでしょうか。何か、もしお気づきの点があれば、是非おっしゃっていただきたいと思います。せっかくお忙しい中、来ていただきましたんで、こういった将来へ向けて改善すべき点の御意見について、私たちのほうでは、なかなか気づきにくい点があったら、是非お願いしたいと思います。いかがですか。6番さん、お願いします。

○裁判員経験者（6番）

自分が携わった件は殺人事件でありましたので、殺害された後の実況見分みたいな形で遺体の画像とか写真というものがかなり出てはきたんですけども、それを見るっていうのは、なかなか一般の人たちはそういう機会がないですから、当然ちゃんとした証拠なんで直視はしなきゃいけないと思うんですけども、それが約2日間、2人被害者がおられたので1名1名で、ほとんど1日1日を費やしたんですね。それで、1人で約大体50枚とか60枚の写真を見なきゃいけなかったんですけども、自分も正直、最初は抵抗がありましたし、途中から若干麻痺はしたんですけども、それがすごい精神的な負担になるっていう方もいらっしゃると思うんですね。

それで、途中から思ったのが、逆にここまで見せなきゃいけないことなのかなとか、逆に犯人の凶悪さというのは十分伝わってるんで、途中からもういいんじゃないのかなとかって思うぐらい、出てきたっていうのがあったんで、その部分はすごく精神的な負担にはなるので、そういった特に殺人事件とかの場合には、もうちょっとそういった証拠の中に出てくるものが、画像処理がしてあると、ちょっと難しいんですけども、できるだけモノクロにさせていただくとか、加工がしてあると、ちょっと難しいかもしれないんですけど、そういうところは考慮していただきたいなとは思いますが。

あとは、審理期間が若干、できれば1週間程度のものばかりが選ばれると、裁判員にとっても、すごくやっていただけるなと思うんです。

○司会者（伊藤裁判官）

先ほどの御遺体の写真の関係でおっしゃった御意見の途中で出た、そもそも必要かどうかという点の検討、更に必要な場合には遺体の写真そのものじゃなくて加工したもので賄えないのかどうかの検討、そういった御意見ということですよ。ありがとうございます。ほかの御意見も是非お願いしたいんですが、今のことに関連してでも結構ですし、その他の点でも結構ですし、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

裁判が終わって、裁判員の方々と偶然というか、3人の方と信号機のところで、たまたま待つのに会ったわけですが、やはり求刑というか、そしてそういう刑が決まるという、そしてそれを私たちが決めたという重さですね、やはりすごく重い思いを持って、本当に帰る時において、同じ共通の経験をした者として、本当に何か重たいものを持って帰るような感じがしました。

そういう意味での何かの精神的な、そういう負担というか、あったらここに連絡してくださいとかいうのはあるんですけども、やはり新聞とか報道の記者会見がありますね、それと共に、やはり私が思うのには、そういう同じ共通のした者同士、何か吐き出すというか、重たいものを持って帰るといのが、やっぱり精神的な負担になってくると思うんですね。

だから、私の場合においては、実際に殺人とかというものではなかったもので、そんなにあれはないですけど、しかしそこに1人の方が刑を受けるという重さは共通ですので、そこに何らかの専門的な、少しの時間でもそういうケアみたいなものができればな、そういうときが与えられればなというような思いは持ちました。だから、帰っていく姿を見ると、何かすごい重たい感じを受けて、そういうところに何かの少しの時間がお互い語り合えるようなところが、そしてそれを専門的な面でのケアできるような専門の方とか、そういう形の誰かの方がいらっしゃればいいのかなど。その具体的なことはちょっとあれですけども、やはり重荷を下ろして帰れるような、少しでもですね。終わって、すっというような形なものですから、もう少し、そういう時間が取れたらいいのかなって思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

メンタルヘルスサポートの御案内はさせていただいてはいますが、そうではなくて同じ経験をなさった方同士でお話し合いの機会ということですよ。もしよろしかったら、4番さん、お願いしてもよろしいですか。その同じ経験をした方たち

の集まりであったりとか。

○裁判員経験者（４番）

私たちのグループは一度会って飲み会を開いたりしたとか、そういったことですか。

○司会者（伊藤裁判官）

それも守秘義務がある部分はおっしゃらなくて結構なんですけど、どんな感じでしたか、その集まりについては。

○裁判員経験者（４番）

非常に盛り上がって、当然別室を用意して、そういう個室でやって、何を言うてもええような、守秘義務も何もないような関係ですからね、仲間ですから。それで非常に盛り上がって、このたび、その人たちに会えるかな思うたら、1人ずつなんですね。ほんで、このことの報告会を開かにかいけんなどは思うてますね。今のこの6名とかいうんであれば、また一緒にいうのもあるんかと。ただ、事件が違ったら、やっぱり守秘義務もありますから、ちょっとそれは難しいかもしれませんがね。何でもおっしゃってください。

○司会者（伊藤裁判官）

幹事をさせていただいて、ありがとうございました。その他、何かございますか。負担の改善につけて。お願いします。どうぞ。

○裁判員経験者（４番）

広島県は広いですから、公務員の方の旅費を基本に考えてらっしゃるんでしょうが、福山から新幹線代が出ないとか三原から出ないとか、三次から特急代は出ない

とかいうのは、ちょっとやめてほしいなど。僕は中区に住んでるんで自転車でしたが、毎日。そういうのは考えてあげてほしいなと思います。

それと、職場がいわゆる今はやりのブラック企業なんかだったら、到底、うんと言うわけはないと思います。ですから、社会的に、そこで出なければいけないんだというような機運を調整するためにも、例えばブラック企業の労働審判というのがありますよね。これは民事なんですかね。そういったものについても、特に志望者が出たりした場合は、原告が希望があれば、こういったものでやってほしいなど。僕ら、やっぱり労働者ですから、労働者側の判決が出やすいというのはあるかもしれませんが、それによってブラック企業もなくなっていくんではないかというようなことを考えたりしております。ちょっと要らんことかもしれませんが。

○司会者（伊藤裁判官）

御意見どうもありがとうございます。他の方も、よろしければ次のほうに移らせてもらってもよろしいですかね。お二人のほうから、特にこの点はございませんかね。上岡部長のほうで何かございますか。

○法曹三者（上岡裁判官）

4番さんの旅費の件はよく分かりましたが、多分、福山の人のお大半は新幹線代が出る扱いになってますんで、そこだけは御説明させていただきます。三原はちょっと出ないと、私もそう思ってますが、福山だけは、ちょっと誤解のないように言えます。

○裁判員経験者（2番）

福山から来られた方がおられて、大変なんだと、金銭的な面においてですね。というのは、後から入ってきますので、だから経済的な事柄で、自分で払って往復するので、ちょっと大変ですというのを聞いたので、そのことをちょっとお話しさせ

ていただきました。

○法曹三者（上岡裁判官）

そうですね。その扱ひも、前払はちょっと難しいものが多いので、ただ長い裁判は途中で払ったのもあるのかなと思いますね。

○裁判員経験者（6番）

そうですね。途中でお支払のほうは3回ほど頂いたんで。すいません、ちょっと旅費のことで今話題になったんですが、実は私、府中市というところから来てたんですね。府中町じゃなくて府中市です。当然遠かったんですけども、一つ疑問に思ったのが旅費が毎日違うというのがあって、明細を全て頂くんですけど、例えば、今日頂いた旅費の明細と、裁判員をしてたときの旅費の明細も違うんですよね。だから、どういった形で算出されてるのか。旅費だったら、逆に言えば、来た日数掛ける同じ金額で間違いないはずなのに、毎日違ってたというのがあったんで。

○法曹三者（上岡裁判官）

日にちごとにお金分かるような形になってましたか。

○裁判員経験者（6番）

例えば、1週間して1週間分のお支払を頂くんですけども、これを単純に7で割ると、その端数が3回で毎回違ってたんで、何でそういうことになるのかなっていう疑問がありましたね。

○法曹三者（上岡裁判官）

ちょっと私、旅費のあれを正しく把握してないかもしれないんですが、審理に出頭してきていただいた、裁判所にいた時間に応じて、日当の部分が変動する場合は

あるんですね。

○裁判員経験者（6番）

ええ。後で計算すると、これは時給なんだというふうに思ったんで、日当は時給なんだというのは分かったんですけど、何で交通費が別で毎回違うのかなというのは。

○法曹三者（上岡裁判官）

交通費が違ってたわけですか。

○裁判員経験者（6番）

交通費が違ってた。日当が違うのは当然分かるんですけども、交通費が違ってたんで、これはどういう計算をされたのかなというふうには思っていました。

○法曹三者（上岡裁判官）

分かりました。ちょっと遡って更正することは多分ないと思いますが、ちょっと事情があるかないか、また後日の参考のために調べてみるかもしれません。どうもありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

大変不手際で延びてしまって申し訳ありません。司法記者クラブからの質問もありますので、次の私たちからの最後の質問に移らせていただきたいと思います。これも是非、皆様から、全員からお聞かせ願いたいと思ってます。これから裁判員になられる方へのメッセージがございましたら、是非お願いしたいと思います。トップバッターで、どなたかお願いしてよろしいですか。お願いします、6番さん。

○裁判員経験者（6番）

これから、もし裁判員になられる方、若しくはそういった呼出状が来られた方には是非経験をしていただきたいことだと思います。本当にこういった形で司法の可視化ということもありますし、事件の内容とか、判決に至るまでの経緯をすることによって、犯罪というものの怖さっていうんですか、恐ろしさっていうものも知ることができますし、そのこと自身が一般抑止力にもつながると思うんですね。経験しないと分からないことだと思いますし、できれば本当に若い世代の人たちに、この裁判員というものはどんどん経験していただきたいと思いますし、逆に経験できる環境づくりというものはしていただきたいなというふうには思ってます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。皆さんも是非、お願いしてよろしいですか。では、3番さん、お願いして。

○裁判員経験者（3番）

やっぱり自分も経験してほしいですね、たくさんの人に。自分自身のことですけど、できたら、もう一回やりたいなと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方も、2番さん、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

同じ意見です。やはり経験してみて犯罪の内実というか、また現実のそういうものを知るという面において、自ら振り返るような形の、身を引き締めるというか、それと共に裁判所に行くということは、そんなになんない経験ですし、やはり裁判をされてる方々、裁判長なり、弁護士、検察官、そういう動きといいますか、そういう

のをもろに見れるところですし、どういう形で裁判が行われてるのかっていう事柄を知ったということは大きな、私にとっては経験だなと思いますので、全ての方にできる限り経験していただきたいなと思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございます。皆さん、他の方も是非。1番さん、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（1番）

私もこの経験がすごくよかったと思うので、皆さんにも、たくさんの方に経験してもらいたいですし、私もまたやりたいと思います。もし、仕事面とか家庭のこととかで問題がないのであれば、必ずじゃないですけども、問題がないのであれば経験してもらいたいですし、もし面倒くさいから嫌だとかっていう人がいるのであれば、是非やってみてくださいと伝えたいですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、4番さん、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（4番）

今の1番の方と全く同じ意見です。

○司会者（伊藤裁判官）

またお願いしても、やっていただけますでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

またやりたいですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。5番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

これからの若い人たちにおいても、自分のために義務的に社会において平常心の法律判断の基礎として、裁判に、裁判員制度において、くじで当たったなら、是非参加して学んで、社会のために貢献したらいいんじゃないかと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございます。最後の問題について、お二人のほうから特によろしいですか。上岡部長のほうで、もしございましたら。

○法曹三者（上岡裁判官）

またやりたいという心強い意見も頂きまして、どうもありがとうございました。本当に今日頂いたような御意見を踏まえて、また参加したいと思えるような審理をやっていききたいなという思いを強くいたしました。どうもありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、ここで休憩を挟ませていただきまして、司法記者クラブからの質問、質疑応答に移ろうと思います。

〔休憩〕

○司法記者クラブ（幹事社）

失礼します。広島司法記者クラブの幹事社でございます。報道陣からの質問事項

ですが、ちょっと時間の関係と、あとこれまでの重複もあるかと思しますので、3問に絞らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それで、一番目から早速なんですけれども、福島県で殺害現場の写真を見た裁判員経験者の女性がストレス障害と診断されるという事例があったのですけれども、経験者の皆様は期間中とか、裁判が終わった後に、こういった夜眠れないとか、食欲がわからないなど、体の不調などがもしあったかどうか、簡単に結構ですので、すいません1番の方から順番に伺ってもいいでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

私が担当した事件は解剖写真とかがありまして、ちょっとそれを見た日は夜、夕食が進まなかったです。

○裁判員経験者（2番）

私の場合には、ビデオというか、そういう映像、刃物で被害者を刺していくところの映像を何回も見ました。しかし、こういうふうな眠れないとか食欲がないとか、そういう身体的な障害とかっていうものはありません。

○裁判員経験者（3番）

自分のときは殺人じゃなかったんで、このような障害はなかったです。

○裁判員経験者（4番）

ありません。

○裁判員経験者（5番）

裁判の判決が終わって体調の変化なんかは別にありません。

○裁判員経験者（6番）

特別に体調の変化とかはないんですけども、やっぱりあのときの画像とか写真っていうのは今でも頭の中には鮮明に残ってはいます。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございました。では、早速なんですけど二つ目の質問に行きたいんですが、死刑求刑事件を裁判員裁判の対象から除外すべきでないという意見が今年の法務省の検討会で出たということなんですけど、皆さん、経験された方の考えとして、死刑求刑事件に関して判断することに抵抗があるかどうかという点について、6番の方から、また手短かに構いませんので伺っていいでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

自分の事件は、一応検察側からの求刑が死刑という求刑ではあったんで、最終的には無期懲役か死刑かというところで、みんなで評議をしたんですけども、やっぱり死刑と無期懲役っていうのは全然、全く違うものなので、それに対する精神的なプレッシャーというものはとても強くありました。特に一般人が人の死を宣告する側の立場に立つということは、本当に精神的な負担というのはすごくあると思うんで、今後こういった死刑求刑事件であるのならば、裁判官の方々だけで結論が出るような形がとれるほうがいいのではないかと思います。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。今度は順番に5番の方をお願いしてもいいでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

自分の事件は強姦致傷窃盗の事件だったんですよ。だから、この場合は死刑とは、ちょっと事件の内容が極端に違いますし、罪に対する認識の理解が、解釈がちよっ

と難しくて分かりにくいですね。

○司法記者クラブ（幹事社）

死刑求刑事件を裁判員が担当することについては、何かお考えはありますか。

○裁判員経験者（5番）

死刑に対する可否に対しての判断が、自分らの取り扱った事件とは、強姦窃盗ですから、内容が極端に違いますから、そのところは認識の理解がちょっと難しいです。

○裁判員経験者（4番）

世界的に見て今、死刑を廃止せよという声が大きいですけど、今の日本では死刑制度っていうのはあるんで、もうやらざるを得ないと、抵抗がないとは言えませんが、やらざるを得ないと思います。

○裁判員経験者（3番）

自分は死刑の求刑が出た事件、これはやってもいいんじゃないかと思ってます。

○裁判員経験者（2番）

裁判員というか、国民の死刑ということに関して重いと思うんですね、決めるということに関して。実際に個々の方々の死刑に対しての反対をされる方もいらっしゃると思うんです。その方が裁判員になったときに、やはりどうかなというのがありますが、私個人的にはやはり裁判員の方は除外すべきだと、そういう死刑に関するところはですね。重いですし、そういう意見を持っています。

○裁判員経験者（1番）

私も死刑求刑事件となると、すごく大きな事件だと思うんで、きっとニュースで見て、わっ、ひどいって、多分頭の中でも入ってると思うので、死刑って、自分の中で決めちゃいそうで、ちょっと参加するのは抵抗があります。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございます。すいません、最後の質問なんですけれども、一審で裁判員裁判の判決が出た後、控訴審、高裁のほうで裁判員裁判が破棄されるというケースも何件かこれまでであると思うんですけれども、こういう裁判員裁判と違う高裁の判断について、どういうふうを受け止められるかということなんですけど、ちょっとランダムなんですけど3番の方から伺っていいでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

裁判員の判決というのは重視されるべきだと思うんですよ。だから、これはいかななものかと思います。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。すいません、じゃあ6番の方、よろしいでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

実際、自分が携わった事件が、これから控訴審が行われるところではあるんですけどね。ですから、当然結論には、出る結果にはすごく自分も注目はしてるんですけども、仮に自分たちが出した判決と全く違う結果になった場合というのは、正直とて、個人的な感情ですいませんけども、納得はいかないんで、是非、裁判員で出した判決というものは尊重していただきたいなと思います。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。すいません、4番の方、よろしいでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

こういうことは当然あると思います。ただ、破棄されたとしても、裁判員裁判で話し合ったことが無駄だとは思いません。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。1番の方、よろしいでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

私も裁判員判決を破棄されるのは、ちょっと悲しいですね。裁判員は一般人なので、一般人の意見というのを取り入れた判決が出てるわけだから尊重してもらいたいなと思います。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。すいません、5番の方、お願いしてもいいでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

破棄されることにおいては認識の伴いですよ、裁判員判決において。これは、やっぱり理解と尺度が意見が合わない問題があったんじゃないんでしょうかと思います。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございます。最後、2番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

裁判員裁判の中での民意というか、そういうものが入って一つの判決が出てくるわけですが、裁判員だけではなくて、やっぱりそこには裁判官の方も入ってらっしゃるわけで、そしてまた裁判官の方々の指導の中において適切な裁判が行われていくわけですから、そういう意味での高裁で判決がなされるということに関しては、どうかなというふうに思います。同じ重さ、裁判員裁判にも大きな重みがあると思うんですね。決して軽いものではないと、尊重してほしいなということだと思います。

○司法記者クラブ（幹事社）

ありがとうございました。すいません、ちょっと急ぎ足になってしまって申し訳なかったんですが、記者クラブからの質問は以上です。どうもありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

それでは閉会の挨拶を述べさせていただこうと思います。裁判員経験者の皆様、長時間にわたりまして、この会に御参加頂きまして、本当にありがとうございました。本日、皆様から頂きました御意見は今後の裁判員裁判の運用の改善、より充実した分かりやすい裁判を実現するために大変有意義なものになると思っております。本当にお忙しいところを御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日はこれをもって終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。